



普通自転車専用通行帯の設置について



西堀端交差点からJR松山駅前交差点にかけての県道に、『普通自転車専用通行帯』が松山市で初めて設置されます。(令和2年3月下旬完成予定)

※ 「自転車道」や道路管理者が標記する「思いやりピクト」ではありません。



- ◎ 自転車は、矢印の向きに進行してください（逆行はできません）。
- ◎ 車道を進行してきた自転車は、対面する車両用の信号機に従ってください。
- ◎ 自転車通行帯内は、自転車以外の車両は通行できません。



道路管理者が標記している愛媛県自転車安全利用推進重点地区における「思いやりピクト」については、下記「URL」をクリックしてください。

<https://www.pref.ehime.jp/h15300/kenkyukyougikai/omopiku.html>

お問い合わせ

愛媛県警察本部交通規制課 規制第一係
 愛媛県警察本部交通指導課 取締係
 松山東警察署 交通第一課 規制係

☎ 089-934-0110
 ☎ 089-934-0110
 ☎ 089-943-0110